

水巻町内巡回バス及び通勤通学バス運行業務委託 仕様書

1. 水巻町内巡回バス及び通勤通学バスの概要

(1) 運行の目的

①水巻町内巡回バス（以下、巡回バスという）

日中時間帯（概ね 8 時 30 分から 17 時まで）に町内を巡回し、同時時間帯の町内全域における主要な移動手段を提供することを目的とする。

②通勤通学バス

通勤通学時間帯（概ね 6 時から 8 時 30 分まで）と帰宅時間帯（概ね 17 時から 21 時まで）に町南部地域を巡回し、主に町南部地域の学生や社会人の通勤通学・帰宅時の移動手段を提供することを目的とする。

(2) 運行形態及び運賃

①巡回バス

無償運送（道路運送法上の許可又は登録を要しない運送）

②通勤通学バス

交通事業者協力型自家用有償旅客運送

(3) 使用車両

町既存の福祉バス 3 台（リース車両）を、本公募により選定された運行事業者（以下、運行事業者という）に無償貸与し、運行するものとする。また、車両点検時や緊急時等の予備車両として、町所有の同型マイクロバスを使用可能とする。

【車両情報】

トヨタコースター25 人乗り 平成 29 年式 1 台

トヨタコースター25 人乗り 令和 2 年式 2 台

【予備車両】

トヨタコースター25 人乗り 令和 2 年式 1 台

(4) 利用対象者

特に制限なし。

(5) 事業主体

両バスとも、運行に関する事業主体は水巻町とし、運行業務、運行管理業務及び車両管理業務全般を運行事業者に委託する。

(6) 運行路線（詳細は別紙 1-1 運行条件書のとおり）

①巡回バス

北部線、南部線、快速線の 3 路線

②通勤通学バス

通勤通学バスの 1 路線

(7) 契約期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（長期継続契約）

(8) 運行内容等

①路線ごとの運行エリア、走行距離、バス停留所数、運行日、運行時間は、別紙 1-1 運行条件書及び別紙 1-2 水巻町巡回バス通勤通学バス利用ガイドブックのとおりとする。

②バス停留所は、原則として町が設置する既存バス停留所を使用するものとする。

③運賃は簡易運賃箱で収受し、両替は運転手により行う。

④車両の保管場所及び待機休憩場所は水巻町役場別館とする。ただし、運行終了後の車両保管場所は、運行事業者が管理し防犯対策が施された施設内も可とする。

2. 業務内容

(1) 別紙 1-1 運行条件書に記載する運行内容にて、バスの運行業務を行うこと。

(2) 巡回バスの無償運送並びに通勤通学バスの自家用有償旅客運送に必要な運行管理及び車両管理を行うこと。ただし、運行管理について運行事業者が行う業務は運行業務全体の管理に係る一切の業務とし、車両管理について運行事業者が行う業務は、原則として日常の運行に必要な点検やメンテナンス業務のみとする。なお、車両維持に係る経費負担は別紙 1-1 運行条件書のとおりとする。

(3) 厚生労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」に基づき、必要となる乗務人員数を確保し、運行に支障が及ばないようにすること。

(4) 巡回バス及び通勤通学バスの運行環境や地域特性、利用者層などを踏まえ、適切な乗務員への教育を行うこと。

(5) 日常の運行にあたり、路線や運行方向の車両への表示標識の作成及び両替に必要な釣銭の準備を行うこと。

- (6) 運転日誌を作成し、日々の運行状況を記録すること。
- (7) 月間業務報告書として、月別の路線別及び便別の乗降者数、運賃実収額、実車走行距離、燃料費等を取り纏めたものを作成し、町に提出すること。併せて、徴収した運賃等を毎月町に納入すること。
- (8) 年間業務完了報告書として、年間の路線別及び便別の乗降者数、運賃実収額、実車走行距離、年間に要した各種経費等を取り纏めたものを作成し、町に提出すること。
- (9) 国県等の運行補助申請等に必要な資料等を遅滞なく作成し、町に提出すること。
- (10) ダイヤ改正を行う際は、バス停留所の時刻表の貼り換えを行うこと。また、時刻表の汚損、破損等が発生した場合は、適宜貼り換えを行うこと。
- (11) バス停留所周辺的美観の維持に努めること。
- (12) バス利用者への周知が必要な事項がある場合は、町の指示に従い車内掲示等を行うこと。
- (13) 利用者増加・利用促進のための PR 活動等を積極的に行うこと。

3. 委託料

- (1) 委託料の支払いは、原則として 1 年間分の契約金額を 12 等分した月額支払いとする。
- (2) 契約期間中に実施されるダイヤやルート改正により生じた走行距離や運行時間の軽微な変更に伴う委託料の見直しは、行わないものとする。
- (3) 燃料価格の変動や社会情勢の変化などによる委託料の見直しは、原則として行わないものとする。ただし、運行開始後の業務量（運行距離の増減、業務時間の増減等）の大幅な増減や著しい燃料価格の高騰などが生じた場合については、町と協議の上、当該変動に相当する分を見直すものとする。

4. その他の条件

- (1) 町内各所に速やかに到着可能な場所に運行管理拠点を設置し、不測の事態においても迅速かつ適切な運行管理が可能な体制整備を行うこと。

- (2) 運行中に事故が発生した場合は、速やかに初期対応を行った後、遅滞なく町に報告し、その後の対応を協議すること。
- (3) 事故や車両の故障の場合、当町が用意する予備車両にて速やかに運行を継続すること。
なお、予備車両が用意できない場合であって緊急に乗客を運送する必要がある場合は、運行事業者が所有する車両で代替運行を行うこと。
- (4) 定員超過により乗車できない場合の対応方法については、町と協議の上、決定する。
その際に発生する費用は別途町が支払うものとする。
- (5) 工事等により一時的に運行内容の変更が生じる場合は、バス車内やバス停留所などに変更内容の表示を行うこと。
- (6) 台風などの自然災害やその他やむを得ない理由により運行に支障が生じる場合は、町と協議の上、運行を中止することができる。また、運行を中止する際は、運行事業者にてバス停留所に運休の表示を行うこと。
- (7) 事故発生時における責任関係は、国土交通省が示す事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係に係るガイドラインに従うものとする。
- (8) 運行事業者は、本業務の大部分または全部を第三者に委託してはならない。また、一部のみ委託する場合は、町の許可を必要とする。
- (9) その他、本仕様書に記載のない事項や本公募時点で未確定である事項については、双方誠意をもって協議し、決定するものとする。